

産前・産後休業を取るときは

★会社に規定がなくても
★パートなどの方も
会社へ申し出ることができます。

産前休業

出産予定日の6週間前(双子以上の場合14週間前)から、請求すれば取得できます。

(労働基準法第65条)

産後休業

出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

(労働基準法第65条)

解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

(労働基準法第19条)



産前・産後休業中の経済的支援

詳しくは14ページをご覧ください。

産後休業後に復職するときは

★パートなどの方も
会社へ申し出ることができます。

育児時間

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。

(労働基準法第67条)

母性健康管理措置

産後1年を経過しない女性は、医師等から指示があったときは、健康診査等に必要な時間の確保を申し出ることができます。

また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

(男女雇用機会均等法第12条、第13条)

時間外労働、休日労働、深夜業の制限 変形労働時間制の適用制限 危険有害業務の就業制限

産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。
(詳しくは6ページをご覧ください。)

(労働基準法第64条の3、第66条)

短時間勤務制度 子の看護休暇等

これらの制度や措置も利用できます。
(詳しくは10ページをご覧ください。)

(育児・介護休業法第16条の2、第16条の3、第23条)